

海区漁場計画変更案（素案）

宗谷海区漁場計画の一部を次のように改正する。

・変更内容

稚さけ定第6号を廃止する。

宗谷海区漁場計画（第8次共同漁業権・第15次区画漁業権・第15次定置漁業権）

1 漁業権に関する事項

第15次定置漁業権

※下記を除く第15次定置漁業権については、現漁場計画（令和5年北海道告示第10858号樹立、同第11333号変更）の内容から変更ないため記載を省略する。

【廃止】

区分	漁場番号	漁場の位置	漁場の区域	漁業種類	漁業の名称	漁業時期	存続期間	個別漁業権 又は団体漁 業権の別	関係地区	条件	その他漁業権 の設定に関し 必要な事項
(81)	稚さけ定第6号	稚内市地先	別紙のとおり	定置漁業	さけ定置漁業	7月15日から11月30日まで	免許の日から 令和10年12月31日まで	個別漁業権	—	別紙のとおり	左記のとおり（漁場番号、 漁業の名称、条件）

2 保全沿岸漁場に関する事項

なし

宗谷海区漁場計画変更案（素案）

別紙(条件)

区分	漁場番号	条件
【廃止】	(81) 稚さけ定第6号	(1) 敷設する身網の数は、2個以下でなければなりません。 (2) 敷設する網の名称は、陸側から順に、陸網、沖網とします。 (3) 敷設する陸網は、岸長の陸側から4分の3以内に敷設しなければなりません。 (4) 7月15日から8月29日までの間は、網を敷設してはなりません。 (5) 8月30日から9月2日までの間は、沖網を敷設してはなりません。 (6) 11月21日から11月30日までの間は、漁獲してはなりません。 (7) さけ再生産用親魚に不足が生じるおそれがあるときは、知事は、当該親魚の確保のために必要な措置を指示することがあります。

定置漁業権免許漁場図

縮尺 : 1/ 15,000

稚さけ定第6号

漁場の位置

稚内市地先

漁場の区域

漁場基点座標値(12系)

X = 160694.2521

Y = -46711.6296

